

雫石城二の丸の墓碑群は修験・円蔵院家の墓所だった。

(会員・関 敬一 記)



町内下町東に鎮座する雫石八幡宮。かつての雫石城の本丸跡である。その雫石城の二の丸とされる場所の東側つまり八幡宮寄りの一角に不思議な墓碑群がある。15メートル四方ほどの土地にざっと数えて15基ほどの墓碑がある。いや厳密に言えば「墓碑があった。」という方が正確であろう。ここ数年、少しずつ整理されているような気がするからである。

ここを私が最初に見たのは5年ほど前で、様々な形をした墓碑の中には倒伏しているものもあり、表現は良くないかもしれないがまさに

散乱している状態だった。大きさもまちまちで、高さ150cmほどのものから4~50cmぐらいのものまで、形は角柱型のものや背面が丸みを帯びたいわゆる舟型の墓石もあった。頭部の欠けた地蔵様のような石仏もあった。墓碑に刻まれた文字はかすかに「権大僧都」と読めるものもいくつかあったが、その時は漠然と「修験者の墓？」ぐらいに思っていた。散乱状態だった墓碑は平成24年秋に見たときには、大きなものが残っている程度で誰かが片付けている、と思われた。現在残っている墓碑のうち最も大きな碑は区画の西側に倒れている150cm程のもの(写真上)で、碑文は右のとおり「権大僧都椿宥」とある。いずれ昨年秋までは、この墓所を誰が管理しているのか、近所の人「毎年お盆にどなたかが墓参りにきているようだ。」といった程度しかわからなかったようである。

寶永四年
四月十八日
権大僧都椿宥

★

この墓地について、雫石町下町の臨濟寺(目時大堂住職)が作成した自山紹介の資料中の「臨濟寺沿革」には <天文9(1540)年に南部高信に攻略されて滅ぼされた当時の滴石城主手塚(手束とも)左衛門尉(てづか・さえもんのじょう)の墓は、滴石城跡二の丸の隅に6、7基あり、臨濟寺は戸沢の遺臣の開基と口碑に伝えられている。>と記述されている。

一方、かつて雫石町文化財調査委員として町内の史跡の調査に関わった当史談会理事の高橋與右衛門氏(現・雫石町文化財保護審議会会長)は「以前から二の丸跡の墓碑群は円蔵院家の墓と認識していた。」と語っている。

★

24年11月になって、その高橋氏の話をもとに展開があった。

墓所の南側に住む方から、墓の管理をしている方の連絡先電話番号を教えてもらったのである。土地の中に大きな樺の木があるので「隣家に万が一迷惑がかかった際のために」と先方から教えてもらった番号なそう。

早速、その電話番号に連絡し、会ってお話をお聞きしたい旨告げたところ快諾を得た。

その方は盛岡市内に住む林崎さんという男性の方だった。母の生家が長山林崎の屋号「長左エ門(ちょうじゃむ)」と呼ばれる故林崎正廣氏宅だとのこと。その林崎さんにお会いしてこの墓所のことが次第にわかってきた。

★

その前にまずは、この「修験・円蔵院」に関する事柄を「雫石町史」などから拾い集めてみる。—— 雫石に居住した修験・山伏には円蔵院を筆頭に、南学院、和光院がある。

このうち、円蔵院は初代を木村相模守宥重としている。宥重は享禄年中から天文年中(1528~1554)まで、二代宥次はそれより天正年中(~1591)まで、滴石城主であった戸沢氏に仕えて城内にある氏神をはじめ、守護神とする巖鷲山に関わる各神社の神主として戸沢氏の安泰と隆盛を祈る祭典を司っていた。三代宥明は戸沢氏から南部氏に代わった政変を乗り切り、四代宥元の代に藩主から西根大宮に田地45石を寄進され社堂(大宮神社)の神主としてその地位を確立した。

七代椿宥の時の宝永四(1707)年に雫石に敷地を拝領して移転し、同時に盛岡山伏小路に屋舗地を拝領し、藩主御用の際出張するようになった。

以後、多少の浮沈はあったが、安政5(1858)十五代弁秀(別名 円[まどか])が継承し、そのまま明治維新(1868)を迎えた。山伏としての地位はく権大僧都(ごんのだいそうず) >という高い位で、巖鷲山本宮に藩主に代って参拝する時の行列の格式では藩の重役に次ぐほどであったとされている。

★

豊臣秀吉の「一国一城制」の指示により雫石城が破却されたのは、江戸時代に入る直前の天正20(1592)年である。当時はまだ西根大宮社にいた円蔵院は城破却後は城跡に祀られた氏神(雫石八幡宮)の別当を務めた。そして115年後の宝永四年、七代椿宥の時に南部藩主から雫石に屋敷地を拝領したとされている。本文冒頭に掲載した写真の墓碑銘は【権大僧都椿宥・・・】と読めるうえ、年号の【寶(宝)永四年…】もぴったり一致する。

★

15代弁秀で明治維新を迎えたが、明治3(1871)年に神仏分離令が発令され、修験者だった人たちは還俗した。円蔵院家でも姓を木村に改め、弁秀は円(まどか)と名乗った。

また、墓所も明治5年の“自葬禁止令”により、新たに廣養寺に取得した。同寺の「木村家」の墓所には古色蒼然とした墓石が並び、その歴史を物語っている。

雫石町史掲載の円蔵院家系図によると木村円には、長男岩人、二男岩治、三男萬(よろず)という3人の子供がいたとされているが、今回お会いした林崎さんは、もう一人円治という人がいたと語り、現に二の丸跡の墓所の土地登記簿上の所有者は「円ほか一名(円治)」となっていると説明した。明治元年生まれの三男萬(よろず)さんは町内で長く教員を務めたことで広く知られている。このうち32年間は雫石小学校に勤務。大正14年から昭和5年まで大村小学校の校長を務め退職した。旧自宅は中町の旧池知履物店である。

★

萬先生には長男啓亮(けいすけ)、二男勇(早世)三男三郎、長女サメ、四男大六の5人の子供がいた。大六さんの妻が林崎さんの母だ。大六さんが戦没したため母とともに林崎家に戻ったとのことである。萬先生は昭和27年5月24日74歳で死去。その後二の丸跡の墓所は三男三郎氏と長女サメさんが長く管理していたが、お二人の没後は大六さんの息子分に当たる林崎さんが墓参りと清掃管理を続けているのだという。

★

今回、会報向けの取材のためにさまざま調査をしてみて、まさにふとしたきっかけが新たな展開につながることを実感した。例えは良くないが「犬も歩けば棒に当たる」である。

また、15代も続いた円蔵院家の墓所は歴史的にも貴重な文化財といえる。林崎さんも言っておられたが、このままでは消えゆくのみであると心配する。何とかならないものか。賢明な史談会の皆さまに本件の調査・研究を深めていただき、できれば現地への表示、さらには保存につなげていただきたいとの思いと願いを込めて紙幅を費やしてしまった。

西安庭と東安庭があるわけは？

昨年11月、町立安庭小学校の藤沢校長先生から「江戸時代に雫石通のほか盛岡城下にも【安庭村】があり、紛らわしいため調整されて、雫石は「西安庭村」、盛岡は「東安庭村」に区別されたと聞くと、その経緯について知りたい」との問い合わせがあり、次のようにお答えしましたので、会員の皆さまも参考になさってください。



明治初年まで盛岡、雫石の双方に阿庭（安庭）村がありましたが、明治3年の三陸会議において協定された「郡村規則」によって、それぞれ「東安庭村（現在・北上川に架かる南大橋の東側・ジョイス本店周辺）」と「西安庭村」とに区別され、同4年から実施されました。西安庭村の名称は明治22年に「御所村」となるまで続きました。

●なお、「三陸会議」とは次のようなものでした。（滝沢村誌より）

三陸地方（陸前・陸中・陸奥の三国で、現在の宮城・岩手・青森の三県をいう）には、明治二年に新しく藩県の創置されたものがあり、管内は互いに錯綜し施設の混乱も甚だしく、あるいは旧慣に従うものがあるかと思えば、あるいは新制を実施するもの等があり、民政の種々雑多なることは、実に無統制極まる状態であった。

ここにおいて、民部省から指導官が来り臨み、涌谷町の登米県庁において四県（盛岡・胆沢・江刺・登米）、二藩（仙台・一関）の高官が参集して「三陸会議」が開催されることになった。会議は明治3年11月13日から17日まで続行されたが、その内容は左記の十六件であった。すなわち、（1）明治4年からの検地を実施すること

- （2）来年から総検見を行うこと （3）年貢米を回漕する船のこと （4）石巻商社を三陸商社と改名すること （5）備荒倉を建てること （6）育子の法
（7）郡村の規則 （8）訴獄の規則 （9）出納の規則 【以下略】

滴石史談会歴史講座

『『郷村摘志』にみる雫石領と南部領の検地の実際』

——領内における地域別得失、地域間の産業構造などを分析し、領内各代官所の格付けを試みた書「郷村摘志」から見えてくる検地の実態は？——



日時； 平成24年2月23日（土）15:00～16:00

会場； 雫石町中央公民館 2階視聴覚室

講師； 近世こもんじょ館会長 工藤 利悦（としよし）氏

対象； 滴石史談会会員 および 一般町民 【入場無料】

受講申し込み； 2月15日（金）までに事務局まで電話で申し込みください。

その他； 講座終了後、講師を囲んで会費（2,000円程度）制の懇親会を予定。

※3月下旬には、町教育委員会と共催で、昨年教育委員会が取り組んだ「戸澤氏に関する史料調査」の成果についての発表会を計画しています。ご期待ください。

あとがき

会報第19号をお届けする。寄稿者が予想より少なく2名であったことから、急ぎよページを埋めるために「雫石の歴史拾い書」2件を掲載した。しかしまさに走り陣立ての付け焼刃でまとまりのないものになってしまった。お詫び申し上げる。不十分ゆえに、せめて会員の皆様の今後の調査や研究の手掛かりにさせていただければ幸いである。今年も多くの情報や話題の提供をお願いしたい。皆様のご健勝をお祈り申し上げます。（関）